

令和3年7月5日

高山市議会議長

中箴博之殿

高山市議会創政・改革クラブ



「継続審査を申し出た産業建設委員会」についての見解を求める。

今回6月議会に上程された議第57号「高山市駅前広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」と、議第58号「高山市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」は産業建設委員会に付託されたが、委員会は審査未了で閉会中の継続審査を申し出て、賛成多数で可決された。

この案件について上程後の委員会に於ける論点整理では、この条例改正案の背景には駅周辺土地区画整理事業で計画された駅前広場、交流センター、駐車場、自由通路などまだ未整備の施設も含めた一体管理の在り方について議論していくという方向性を確認し、これまでの時間の経過の中で発表されてきた交流施設の整備構想や、駐車場整備の方針、駅西まちづくり構想、八次総後期計画における位置づけ、都市マスタープランにおける位置づけとの整合性など多角的に審査し、総合的な見地からの判断を加えていこうとしたものである。

委員長はそうした判断から

- ①平成9年度から始まった「高山駅周辺土地区画整理事業」の経緯が分かる資料。
  - ②高山市都市基本計画（令和3年1月策定）における高山地区における記述部分、
  - ③高山市指定管理者制度運用ガイドライン、
  - ④現状における委託業務管理の発注先及び発注金額一覧、
  - ⑤「駅前広場における管理の現状と今後の方向性」石坂久志氏のレポート資料、
  - ⑥志摩市鶴方駅前広場指定管理業務評価表、及び大月駅南口駅前広場の維持管理方針、
  - ⑦藤沢市藤沢駅前広場管理運営仕様書、並びに藤沢駅前広場指定管理者募集要項
  - ⑧福知山市駅前広場及び福知山市自転車等駐車場における指定管理者候補者選定結果概要
- を各委員に配布し、議会基本条例に基づく深い審査に臨まれるよう促した。

又、6月7日には産業建設委員会「付託案件の論点抽出参考資料」として以下の論点を再度抽出されて委員会所属各委員に配布された。

- ①数年間の管理運営経費の実績からどのような視点を把握しているのか・
  - ②これまでの業務委託の管理形態のままではなぜいけないのか。外郭団体との関わりや関係は。
  - ③この施設の管理での民間ノウハウとはどのようなものであると捉えているのか。
  - ④民間ノウハウの活用とはどのような手段と結果を想定しているのか
  - ⑤令和3年4月付、高山市指定管理制度運用ガイドラインについて、今後は市議会政策提言を参酌して見直しする検討はあるのか。
  - ⑥収益が管理費用を上回る施設形態ではないが、指定管理区分についてすでにあるグループ化への考えはあるのか。
  - ⑦指定管理の公募、非公募の考え方。又指定管理期間の考え方は。
  - ⑧指定管理制度に適する施設であるのか。判断材料は何なのか。
- 以上の様な経過を踏まえ審査に臨んだところである。

その経過の中で委員長は、この案件の審査については説明資料が不足しているとして、指定管理をどの施設のどの部分に出すつもりなのかの資料を要求され、出てきたのが駅周辺の駅舎を含む平面図である。

この説明資料が行政から提出され、それに基づいた説明が展開された以上、今回は単に「駅前広場の設置及び管理に関する条例の一部改正」だけではこの問題をとらえきれなくなっている。行政から出た説明資料を読み込めば、すでに整備済の施設も、今後整備を検討される部分もある内容であった。それならば未整備の駅西駐車場、交流広場などについてはどのような整備方針で進みその方針に沿った活用方法も加味した指定管理の方針が示されるべきなのではないか。行政がいう様なエリアマネジメントを任せられる事業者を育てる意味からも整備方針、活用方針などは一度詰めておかねばならない。委員会の論点整理の段階で、今回の条例の一部改正にはそうした面の全体像の把握が必要として審査に入ったことは、行政の提出資料とその説明から見ても妥当な事であったと証明されたと言える。

しかしながら、「条例改正は今回改正として認めるべきだという主張」もあった。論点整理の方向性からも、行政側からの提出資料とそれに基づく説明からも、不思議な主張である。議会基本条例に基づく委員会の使命をわきまえた主張であろうか。委員会としての結論は採決の結果もう少し幅広い意味からの説明が必要であるとして「継続審査」を選んだのである。

高山市議会は、高山市議会基本条例に定める7つの論点情報について、「第9条 議会は、市長等が提案及び説明する重要な政策等について深く審議を行うため、市長等に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。」として、

「(1) 政策立案の背景 (2) 提案に至るまでの経緯 (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討とその内容 (4) 市民参加の実施の有無とその内容 (5) 総合計画との整合性 (6) 財源措置 (7) 将来にわたるコスト計算」を上げている。

こうした点については、議会が行政に求める説明なのである。当然そうした事に留意した資料提供もあってしかるべきと考えるが、今回は委員長がそのその部分について補足をして審査に臨んだのである。審議未了として継続審査を委員会決定としたのは、その点の解明が十分に審査の段階で出来なかったためであり、その補足説明が必要と判断したからである。

否決したのでもなく、廃案に追い込んだのでもなく、議決の説明責任を果たすために補足説明の機会を求めたのである。なぜ深い審査で行政との接点をもとめて決定した委員会審査の充実のための申し出に対して、委員会所属の西田・西本・笠原3議員は「少数意見の留保」の手続をしたわけでもなく、委員会としての継続審査の申し出に反対されるのであろうか。自分たちの意見が採択されなかったといえども、委員会としての決定である。もっと言えば何のための議員間討議なのであろうか。何の為の論点整理であったのであろうか。しかもお一人は産業建設委員会の副委員長である。委員会中心主義の審査体制を取る高山市議会において、副委員長として一連の行動をどう説明されるのか。合議機関としての充実を求めているのが議員間討議なのである。

今回の委員会の論点整理に基づいた審査の基準は「今後の施設の一体管理と施設整備の基本的考えは、整理されて整合性は取れているのか」である。その上で決定していくべきなのが「高山市駅前広場の設置及び管理に関する条例の一部改正」であり「高山市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正」である。その上での継続審査の申し出である。その必要性については委員会における質疑応答の中ですでに明らかとなっていると考える。行政は「市民が納得可能な説得力」に欠ける説明に終始したと言わざるを得ない。したがってこれまでの経緯を踏まえ、以下の点に関して議長の見解を伺いたい。

## 記

1.委員会中心主義に則った委員会審査について。

(その論点整理と議員間討議とはどうあるべきなのか)

2.合議機関としての議会の使命とは何か。その充実は議員間討議の活発化で審議審査を深めるもの。

(論点についての議論を通して一致点を見出すのが議員間討議なのではないか。)

3.今回の閉会中の継続審査を求めたのは、委員会決定したのである。その採決に参加しておりながら少数意見留保の手続きも取らず、委員会としての「継続審査の申し出」に反対するという行為は信義に基づく行為なのか。